

青森県報

第三千三十八号

平成二十一年
一月二十三日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	三
右 同	同	三
救急病院の設置	医療薬務課	三
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	障害福祉課	四
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退	同	四
保安林の指定施業要件の変更予定	林政課	四
右 同	同	四
公営企業		
青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程	病院局 経営企画室	五

告 示

青森県告示第二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社五所川原ケアセンター	主たる事務所の所在地	五所川原市字一ツ谷五五四の一	居宅介護事業の種類	居宅介護	名 称	デイサービスセンター	所 在 地	五所川原市松島町四丁目五五	指 定 年 月 日	平成二〇・三・二九
-----	----------------	------------	----------------	-----------	------	-----	------------	-------	---------------	-----------	-----------

青森県告示第三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	有限会社オーステイー	主たる事務所の所在地	八戸市内丸二丁目二の一	介護予防の種類	介護予防用具貸与	名 称	中村介護保険サービス	所 在 地	八戸市内丸二丁目二の一	指 定 年 月 日	平成二〇・二・一
-----	------------	------------	-------------	---------	----------	-----	------------	-------	-------------	-----------	----------

株式会社五所川原ケアセンター	五所川原市宇一ツ谷五五四の一	介護予防通所介護	デイサービスのりた	五所川原市松島町四丁目五五	二〇・二・一九
有限会社さくらファーム	つがる市森田町中田池田三の三	介護予防生活型共同介護	グループホリムさきし	北津軽郡鶴田町大字妙崎字崎尻四の四の一	二〇・二・二〇
倉石ハース株式会社	三戸郡五戸町大字倉石中宇一の一	介護予防認知症対応型通所介護	グループホームま荘	下北郡風間浦村大字易国字大川目一七の二	二〇・九・二三

青森県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	特定福祉用具販売事業所	指 定 年 月 日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
有限会社オネスティ	中村介護保険サービス	平成 二〇・二・一
八戸市内丸二丁目一	八戸市内丸二丁目一	

青森県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売事業	特定介護予防福祉用具販売事業所	指 定 年 月 日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
有限会社オネスティ	中村介護保険サービス	平成 二〇・二・一
八戸市内丸二丁目一	八戸市内丸二丁目一	

青森県告示第三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業者	居宅介護事業所	変 更 年 月 日
変更前	名称	名称	
変更後	主たる事務所の所在地	所 在 地	
株式会社リハビリ堂	五所川原市字岩木町一六の六	五所川原市字岩木町一六の六	平成 二〇・二・一
通所介護	リハビリ堂やすらぎデイサービス	五所川原市字中平井町一四四の二	

青森県告示第三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分
株式会社 リハビリ 堂	株式会社 五所川原 市岩木町 一六の六	名 称 主たる事務 所の所在地
介護予防 通所介護	介護予防 通所介護	介 護 予 防 事 業 の 種 類
リハビリ 堂やすら ぎデイサ ービス	リハビリ 堂やすら ぎデイサ ービス	名 称 所 在 地
五所川原 市岩木町 一六の六	五所川原 市岩木町 一六の六	所 在 地
平成 二〇一 一	平成 二〇一 一	変 更 日

青森県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分
合同会社 ウル	合同会社 ウル	名 称 主たる事務 所の所在地
居宅介護支 援事業所	居宅介護支 援事業所	介 護 予 防 事 業 の 種 類
居宅介護支 援事業所	居宅介護支 援事業所	名 称 所 在 地
八戸市大 字長根一 九の九	八戸市大 字長根一 九の九	所 在 地
平成 二〇一 一	平成 二〇一 一	変 更 日

青森県告示第三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
有限会社パ ンタレイ	十和田市西二十 一番町四七の一	居宅療養 管理指導	しんまち薬 局	むつ市新町一 の二八ビ ーゴ一 ボ五号	平成 二〇一 〇・三

青森県告示第三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅療養管理指導	名称	所在地	廃止年月日
有限会社パ ンタレイ	十和田市西二十 一番町四七の一	居宅療養 管理指導	しんまち薬 局	むつ市新町一 の二八ビ ーゴ一 ボ五号	平成 二〇一 〇・三

青森県告示第三十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	南部町国民健康 保険名川病院	所在地	三戸郡南部町大字平字虚空蔵二九	認定の有効期限	平成二十四年一月二日
----	-------------------	-----	-----------------	---------	------------

青森県告示第三十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	こがわまち調剤薬局	所在地	むつ市小川町二丁目四の二六	指定年月日	平成三・二・一
----	-----------	-----	---------------	-------	---------

青森県告示第四十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	訪問看護ステーションなみおか 国民健康保険 五戸 総合病院	所在地	青森市浪岡大字浪岡字浅井二〇五 三戸郡五戸町字沢向一七の三	指定 年月日 辞退	平成三・二・一 "
----	-------------------------------------	-----	----------------------------------	-----------------	--------------

青森県告示第四十一号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西津軽郡深浦町大字長慶平字仁瀬三四、字西仁瀬一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四十二号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭